

デリバティブ取引約款

旧

2023年4月

FXTF GX デリバティブ取引約款

ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、日本法に基づき正式に設立され、その営業所を東京都港区三田2丁目11番15号に置く株式会社であり、本取引約款を締結する能力を有するものであることをここに確認する。顧客（以下「お客様」という。）は、完全な行為能力を有する成人であること、「FXTF GX デリバティブ取引約款」（以下「本取引約款」という。）及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約を締結する能力を有すること、ならびに、当該能力の有無に関わらず、本取引約款及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約はお客様の法的義務を構成し、お客様を拘束するものであることをここに確認する。お客様は、当社の提供する通貨関連店頭デリバティブ取引（以下「**デリバティブ**取引」という。）の利用申し込みの際し、当社より本取引約款及びインターネット取引規則を含む「取引説明書」を交付（電磁的方法により提供を受ける場合を含む。）され、これを熟読のうえ十分理解したこと、また**デリバティブ**取引の内容を十分に理解したことをここに確認する。お客様は、自らの判断と責任において**デリバティブ**取引に関する以下の条件に合意し、申込書の該当部分のチェックボックスにチェックを入れることにより、これを証するものとする。

合意条項

第1条（本取引約款の趣旨）

- (1)本取引約款は、当社が取り扱う**デリバティブ**取引に関する取り決めであり、お客様は、**デリバティブ**取引を行うにあたり、本取引約款のすべての条項に同意するものとする。
- (2) **デリバティブ**取引は当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引とする。

新

2023年6月

FXTF GX -FX デリバティブ取引約款

ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、日本法に基づき正式に設立され、その営業所を東京都港区三田2丁目11番15号に置く株式会社であり、本取引約款を締結する能力を有するものであることをここに確認する。顧客（以下「お客様」という。）は、完全な行為能力を有する成人であること、「FXTF GX -FX デリバティブ取引約款」（以下「本取引約款」という。）及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約を締結する能力を有すること、ならびに、当該能力の有無に関わらず、本取引約款及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約はお客様の法的義務を構成し、お客様を拘束するものであることをここに確認する。お客様は、当社の提供する**FXTF GX -FX 取引システムを利用した**通貨関連店頭デリバティブ取引（以下「**本**取引」という。）の利用申し込みの際し、当社より本取引約款及びインターネット取引規則を含む「取引説明書」を交付（電磁的方法により提供を受ける場合を含む。）され、これを熟読のうえ十分理解したこと、また**本**取引の内容を十分に理解したことをここに確認する。お客様は、自らの判断と責任において**本**取引に関する以下の条件に合意し、申込書の該当部分のチェックボックスにチェックを入れることにより、これを証するものとする。

合意条項

第1条（本取引約款の趣旨）

- (1)本取引約款は、当社が取り扱う**本**取引に関する取り決めであり、お客様は、**本**取引を行うにあたり、本取引約款のすべての条項に同意するものとする。
- (2) **本**取引は当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引とする。

第2条（法令等の遵守）

- (1) お客様は、**デリバティブ**取引を行うにあたり、本取引約款の他、「金融商品取引法」、「外国為替及び外国貿易法」及びその他の法令諸規則、外国為替市場の慣習、当社が加入している金融商品取引業協会の諸規則等を遵守するものとする。

（中略）

第3条（取引口座開設の申し込み）

- (1) お客様は、次の各項の要件をすべて満たす場合に限り、本取引約款第6条に定める取引口座の開設を申し込むことができる。
- ① 当社が交付する「電子交付に関する同意書」に同意し、かつ、当社からお客様に対して発すべき通知及び交付書面は、**デリバティブ**取引に係るシステム画面上の表示又は電子メールによる送信、お客様ごとのマイページでの表示、HPでの公表、その他法令で定める電磁的方法によって行うことができることを承諾していること。
 - ② 当社が交付する「反社会的勢力でないことの同意書」に同意していること。
 - ③ 当社が交付する確認書「**店頭デリバティブ取引に係る注意**」を電磁的方法により差し入れていただくこと。
 - ④ 当社の取り扱う**デリバティブ**取引の仕組み、**デリバティブ**取引のリスク及び取引の特徴について理解し、本取引約款、取引説明書の内容に同意・承諾していること。

（中略）

第4条（リスクの確認と自己責任原則）

お客様は「FXTF GX 取引説明書」を熟読し、**デリバティブ**取引の内容、特徴、仕組み及び「FXTF GX 取引説明書」に記載された「デリバティブ取引」のリスク等重要事項、及び本取引約款に記載されている事項及び次の各号をすべて承諾して、お客様の判断と責任において**デリバティブ**取引を行うものとする。

第2条（法令等の遵守）

- (1) お客様は、**本**取引を行うにあたり、本取引約款の他、「金融商品取引法」、「外国為替及び外国貿易法」及びその他の法令諸規則、外国為替市場の慣習、当社が加入している金融商品取引業協会の諸規則等を遵守するものとする。

（中略）

第3条（取引口座開設の申し込み）

- (1) お客様は、次の各項の要件をすべて満たす場合に限り、本取引約款第6条に定める取引口座の開設を申し込むことができる。
- ① 当社が交付する「電子交付に関する同意書」に同意し、かつ、当社からお客様に対して発すべき通知及び交付書面は、**本**取引に係るシステム画面上の表示又は電子メールによる送信、お客様ごとのマイページでの表示、HPでの公表、その他法令で定める電磁的方法によって行うことができることを承諾していること。
 - ② 当社が交付する「反社会的勢力でないことの同意書」に同意していること。
 - ③ 当社が交付する確認書に**同意していること**。
 - ④ 当社の取り扱う**本**取引の仕組み、**本**取引のリスク及び取引の特徴について理解し、本取引約款、取引説明書の内容に同意・承諾していること。

（中略）

第4条（リスクの確認と自己責任原則）

お客様は「FXTF GX 取引説明書」を熟読し、**本**取引の内容、特徴、仕組み及び「FXTF GX 取引説明書」に記載された「デリバティブ取引」のリスク等重要事項、及び本取引約款に記載されている事項及び次の各号をすべて承諾して、お客様の判断と責任において**本**取引を行うものとする。

- ① 対象とする通貨価格の変動や、スワップポイントにより差損を生じ、投資元本を割り込むことがあるだけでなく、投資元本以上の損失を被ることがあること。
- ② 当社のデリバティブ取引は取引所取引ではなく店頭取引であるため、他社や取引所の為替レートやスワップポイントなどが当社のもとは異なる場合があること。

(中略)

第5条 (デリバティブ取引)

(1) 当社が取り扱うデリバティブ取引は次の通りとする。

① 店頭外国為替証拠金取引【FXTF GX】

- (a) 本取引約款において【FXTF GX】とは、当社とお客様の間で行われるインターネットによる店頭外国為替証拠金取引をいい、お客様ご自身が手動で行う取引をいう。
- (b) 【FXTF GX】は、為替の直物取引であるが、第8条第1項に定めるロールオーバー取引を実行することにより、決済日を翌日以降に繰延べることができる。

② 店頭外国為替証拠金取引【FXTF MT4】

- (a) 本取引約款において【FXTF MT4】とは、当社とお客様の間で行われるインターネットによる店頭外国為替証拠金取引をいい、お客様ご自身が手動で行う取引をいう。但し、お客様は、自らの意思と判断で【FXTF MT4】の取引システムに搭載された機能を利用し、外国為替証拠金取引の自動売買プログラムをインストールすることにより、係る取引及びその結果に関する全ての責任がお客様自身に帰属する前提で機械的に自動売買を行うことができる。

※ EA/スクリプトを使用したお取引には EA/スクリプト取引手数料がかかります。EA/スクリプト取引手数料は、USD/JPY、EUR/JPY、GBP/JPY、AUD/JPY、EUR/USD の5通貨ペアは新規1万通貨のお取引あたり40円。その他の通貨ペアは無料です。

- (b) 【FXTF MT4】は、為替の直物取引であるが、第8条第1項に定めるロールオーバー取引を実行することにより、決済日を翌日以降に繰延べることができる。

- ① 対象とする通貨価格の変動や、スワップポイントにより差損を生じ、投資元本を割り込むことがあるだけでなく、投資元本以上の損失を被ることがあること。
- ② 当社の本取引は取引所取引ではなく店頭取引であるため、他社や取引所の為替レートやスワップポイントなどが当社のもとは異なる場合があること。

(中略)

第5条 (本取引)

(1) 当社が取り扱う本取引は次の通りとする。

店頭外国為替証拠金取引【FXTF GX - FX】

- (a) 本取引約款において【FXTF GX - FX】とは、当社とお客様の間で行われるインターネットによる店頭外国為替証拠金取引をいい、お客様ご自身が手動で行う取引をいう。
- (b) 本取引は、為替の直物取引であるが、第8条第1項に定めるロールオーバー取引を実行することにより、決済日を翌日以降に繰延べることができる。

(削除)

第6条（取引口座）

- (1) お客様は、当社が取り扱う**デリバティブ**取引を行うために当社所定の取引口座開設申込書に必要事項を記載の上、所定の必要書類を添えて口座の開設を申込み、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、**デリバティブ**取引用の「デリバティブ口座」を開設するものとする。
- (2) お客様は、「デリバティブ口座」開設後に、「デリバティブ口座」内に別途開設される各取引専用の口座（以下、総称または個別に「取引専用口座」という。）により取引を行うものとし、各取引に係る証拠金、手数料、差損益金、スワップポイント等金銭の計上は、各々の「取引専用口座」を通じて処理される。
- (3) **【FXTF GX】**の口座開設については、「デリバティブ口座」の開設と同時に「取引専用口座」が開設され、取引を開始できるものとする。
- (4) 当社は、お客様の**本取引**口座開設申込時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という）、同施行令及び同施行規則に定めるところに従い、取引時確認を行う。

第7条（決済及び清算）

- (1) **【FXTF GX】**は、2営業日後を受渡日として通貨ペアを売買する取引で、当該売買総代金を授受せず、反対売買（転売・買戻し）を行い、「**GX**口座」においてその差額の授受により決済を行う。

第8条（ロールオーバー）

- (1) **【FXTF GX】**において、お客様は、売買成立の翌営業日以降、当該売買にかかる通貨の金利差に相当するスワップポイントを授受することにより、当該売買注文の受渡日を翌決済日以降に繰り延べる（ロールオーバーする）ことができる。

第9条（売買注文の明示）

- (1) お客様が**【FXTF GX】**において売買注文を出すときは、次に掲げる事項を明示する。
 - ユーザ名及びパスワード
 - 通貨ペアの種類
 - 注文の種類

第6条（取引口座）

- (1) お客様は、当社が取り扱う**本**取引を行うために当社所定の取引口座開設申込書に必要事項を記載の上、所定の必要書類を添えて口座の開設を申込み、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、**本**取引用の「デリバティブ口座」を開設するものとする。
- (2) お客様は、「デリバティブ口座」開設後に、「デリバティブ口座」内に別途開設される各取引専用の口座（以下、総称または個別に「取引専用口座」という。）により取引を行うものとし、各取引に係る証拠金、手数料、差損益金、スワップポイント等金銭の計上は、各々の「取引専用口座」を通じて処理される。
- (3) **本**取引の口座開設については、「デリバティブ口座」の開設と同時に「取引専用口座」が開設され、取引を開始できるものとする。
- (4) 当社は、お客様の**本取引**口座開設申込時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という）、同施行令及び同施行規則に定めるところに従い、取引時確認を行う。

第7条（決済及び清算）

- (1) **本取引**は、2営業日後を受渡日として通貨ペアを売買する取引で、当該売買総代金を授受せず、反対売買（転売・買戻し）を行い、**本取引の「取引専用」**口座においてその差額の授受により決済を行う。

第8条（ロールオーバー）

- (1) **本取引**において、お客様は、売買成立の翌営業日以降、当該売買にかかる通貨の金利差に相当するスワップポイントを授受することにより、当該売買注文の受渡日を翌決済日以降に繰り延べる（ロールオーバーする）ことができる。

第9条（売買注文の明示）

- (1) お客様が**本**取引において売買注文を出すときは、次に掲げる事項を明示する。
 - ユーザ名及びパスワード
 - 通貨ペアの種類
 - 注文の種類

- 注文の区別（売り・買い、新規・決済）
- 取引金額（取引数量）

第 10 条（売買注文の種類及び受付）

- (1) お客様が当社との間で行うデリバティブ取引に関して、「成行注文」とは価格を指定しない注文で、約定を優先させる注文方法をいい、「指値注文」とは価格を指定する注文をいう。その他の注文方法については当社が別途定めるものとする。
- (2) お客様がデリバティブ取引を利用できる時間は、当社が別途 FXTF GX 取引説明書「8. FXTF GX 取引要綱」に定めるところによる。ただし、利用時間内であっても、通信回線及びシステム機器等の瑕疵または障害（以下、「システム障害」という。）等やむを得ない事由が発生した場合、予告なく本サービスの全部または一部の提供を一時中断、または中止することができるものとする。

第 11 条（売買注文の執行）

- (1) 【FXTF GX】において、お客様の売買注文は、当社がそれを受け付けた後執行するものとする。但し、新規の取引注文（注文訂正を含む）の場合、お客様の証拠金が当社の定める水準に満たない場合は、当該注文は執行されない。

（中略）

第 13 条（注文の取消・変更等）

- (1) 【FXTF GX】において、お客様は、取引可能時間において所定の手続きを行うことにより、未約定注文に限り売買注文の取消及び変更を行えるものとする。

（中略）

第 14 条（取引内容の確認）

- (1) 取引注文の内容、約定内容については第 2 項の方法により、その更新の都度お客様ご自身で確認す

- 注文の区別（売り・買い、新規・決済）
- 取引金額（取引数量）

第 10 条（売買注文の種類及び受付）

- (1) お客様が当社との間で行う本取引に関して、「成行注文」とは価格を指定しない注文で、約定を優先させる注文方法をいい、「指値注文」とは価格を指定する注文をいう。その他の注文方法については当社が別途定めるものとする。
- (2) お客様が本取引を利用できる時間は、当社が別途 FXTF GX 取引説明書「8. FXTF GX -FX 取引要綱」に定めるところによる。ただし、利用時間内であっても、通信回線及びシステム機器等の瑕疵または障害（以下、「システム障害」という。）等やむを得ない事由が発生した場合、予告なく本サービスの全部または一部の提供を一時中断、または中止することができるものとする。

第 11 条（売買注文の執行）

- (1) 本取引において、お客様の売買注文は、当社がそれを受け付けた後執行するものとする。但し、新規の取引注文（注文訂正を含む）の場合、お客様の証拠金が当社の定める水準に満たない場合は、当該注文は執行されない。

（中略）

第 13 条（注文の取消・変更等）

- (1) 本取引において、お客様は、取引可能時間において所定の手続きを行うことにより、未約定注文に限り売買注文の取消及び変更を行えるものとする。

（中略）

第 14 条（取引内容の確認）

- (1) 取引注文の内容、約定内容については第 2 項の方法により、その更新の都度お客様ご自身で確認す

るものとする。

- (2) お客様が行ったデリバティブ取引の売買注文の内容等について、当社とお客様との間で疑義が生じたときは、お客様が当社のシステムに入力したデータの記録内容をもって処理するものとする。

(中略)

第15条（デリバティブ取引の数量）

デリバティブ取引においてお客様が取引できる数量は当社の定める範囲内とする。

第16条（取引レート）

- (1) 【FXTF GX】において、お客様は、当社が外国為替市場の実勢取引レートに基づいて提示した【FXTF GX】用レートが適用されることを承諾する。
- (2) 【FXTF GX】において、逆指値注文及び自動ストップロス・オーダーの実際の約定レートが、お客様が当初期待したレートと一致しないことがあることを、お客様はあらかじめ承諾する。
- (3) お客様は、取引レートがその時の相場状況、為替相場の変動により、お客様が期待した為替レートと同一にならない場合があることを承諾する。

第17条（値洗い）

【FXTF GX】において、便宜上純資産の額を正確に計算するため、お客様のデリバティブ取引におけるポジションの約定値段と現在の市場価格との差額の算出（値洗い）はリアルタイムで計算される。

第18条（証拠金の預託）

- (1) お客様は店頭外国為替証拠金取引を行うことにより生じる当社に対する全ての債務を担保するため、当社に証拠金を預託し、維持しなければならない。但し、お客様が当社に預託する証拠金その他デリバティブ口座に係る金銭に対して、当社は付利しない。
- (2) 【FXTF GX】取引に必要な証拠金の預託
- (a) お客様は、【FXTF GX】取引を行うに際し、当社が別途 FXTF GX 取引説明書「8. FXTF GX

るものとする。

- (2) お客様が行った本取引の売買注文の内容等について、当社とお客様との間で疑義が生じたときは、お客様が当社のシステムに入力したデータの記録内容をもって処理するものとする。

(中略)

第15条（本取引の数量）

本取引においてお客様が取引できる数量は当社の定める範囲内とする。

第16条（取引レート）

- (1) 本取引において、お客様は、当社が外国為替市場の実勢取引レートに基づいて提示した本取引用レートが適用されることを承諾する。
- (2) 本取引において、逆指値注文及び自動ストップロス・オーダーの実際の約定レートが、お客様が当初期待したレートと一致しないことがあることを、お客様はあらかじめ承諾する。
- (3) お客様は、取引レートがその時の相場状況、為替相場の変動により、お客様が期待した為替レートと同一にならない場合があることを承諾する。

第17条（値洗い）

本取引において、便宜上純資産の額を正確に計算するため、お客様の本取引におけるポジションの約定値段と現在の市場価格との差額の算出（値洗い）はリアルタイムで計算される。

第18条（証拠金の預託）

- (1) お客様は店頭外国為替証拠金取引を行うことにより生じる当社に対する全ての債務を担保するため、当社に証拠金を預託し、維持しなければならない。但し、お客様が当社に預託する証拠金その他デリバティブ口座に係る金銭に対して、当社は付利しない。
- (2) 本取引に必要な証拠金の預託
- (a) お客様は、本取引を行うに際し、当社が別途 FXTF GX 取引説明書「8. FXTF GX -FX 取引

取引要綱」に定める取引証拠金額以上の金銭（日本円）を当社が定める方法によりあらかじめ預託するものとする。

（中略）

第 19 条（デリバティブ口座からの出金）

（中略）

- (3) デリバティブ口座からお客様名義の銀行口座宛てにお客様の証拠金等の全部又は一部を返還する際の銀行手数料は、原則として、お客様の負担とする。但し、当社は、FXTF GX 取引説明書 8. FXTF GX 取引要綱「14.証拠金の返還」の定めに従い、当該手数料の一部又は全部を例外的に負担することがある。

（中略）

第 20 条（ロスカット／強制決済）

（中略）

- (3) 前 2 項において、当該処分の対象となる既存の未決済ポジションが複数あるときは、そのポジションを処分する順序は、【FXTF GX】においては損失の大きいものから順に処分される。なお、取引の状況により処分されるポジションの順序が異なる場合がある。

（中略）

第 21 条（預託金等による債務の弁済）

当社がお客様から預託を受けた証拠金、デリバティブ取引にかかる差益金その他取引口座内の金銭は、デリバティブ取引に関してお客様が当社に対して負担するすべての債務について共通の担保とする。

第 22 条（期限の利益の喪失）

要綱」に定める取引証拠金額以上の金銭（日本円）を当社が定める方法によりあらかじめ預託するものとする。

（中略）

第 19 条（デリバティブ口座からの出金）

（中略）

- (3) デリバティブ口座からお客様名義の銀行口座宛てにお客様の証拠金等の全部又は一部を返還する際の銀行手数料は、原則として、お客様の負担とする。但し、当社は、FXTF GX 取引説明書 8. FXTF GX -FX 取引要綱「14.証拠金の返還」の定めに従い、当該手数料の一部又は全部を例外的に負担することがある。

（中略）

第 20 条（ロスカット／強制決済）

（中略）

- (3) 前 2 項において、当該処分の対象となる既存の未決済ポジションが複数あるときは、そのポジションを処分する順序は、本取引においては損失の大きいものから順に処分される。なお、取引の状況により処分されるポジションの順序が異なる場合がある。

（中略）

第 21 条（預託金等による債務の弁済）

当社がお客様から預託を受けた証拠金、本取引にかかる差益金その他取引口座内の金銭は、本取引に関してお客様が当社に対して負担するすべての債務について共通の担保とする。

第 22 条（期限の利益の喪失）

- (1) お客様に以下の各号のいずれかの事情が生じた場合には、当社からの通知、催告等がなくても、お客様は**デリバティブ**取引について当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちにその債務を弁済しなければならない。
- (a) 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始その他類似の倒産手続の申立てがあったとき。
 - (b) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (c) お客様が有する債権について、仮差押、仮処分又は差押の通知が送達されたとき。
 - (d) 外国の法令に基づき前各号のいずれかに相当する事由が生じたとき。
 - (e) メールアドレス、電話番号の変更等により、当社がお客様に連絡がとれなくなったとき。
 - (f) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となったとき。
 - (g) 心身機能の低下により**デリバティブ**取引の継続が著しく困難又は不可能になったとき、あるいは死亡したとき。
 - (h) お客様の**通貨デリバティブ**取引口座開設申込書等当社への提出書類の記載内容に虚偽の申告があったとき。
 - (i) お客様が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与する虞がある方であると当社が判断したとき。
- (2) お客様に以下の各号のいずれかの事情が生じた場合には、当社からの通知により、お客様は**デリバティブ**取引について当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちにその債務を弁済しなければならない。
- (a) **デリバティブ**取引にかかる支払についてその履行を遅滞したとき。
 - (b) 本取引約款その他当社との間の約定のいずれかに違反したとき。
 - (c) 上記のほか当社が債権保全を必要とする事由が生じたとき

第 23 条 (差引計算)

- (1) お客様と当社との一切の取引において、期限の到来、第 22 条に定める期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と**デリバ**

- (1) お客様に以下の各号のいずれかの事情が生じた場合には、当社からの通知、催告等がなくても、お客様は**本**取引について当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちにその債務を弁済しなければならない。
- (a) 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始その他類似の倒産手続の申立てがあったとき。
 - (b) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (c) お客様が有する債権について、仮差押、仮処分又は差押の通知が送達されたとき。
 - (d) 外国の法令に基づき前各号のいずれかに相当する事由が生じたとき。
 - (e) メールアドレス、電話番号の変更等により、当社がお客様に連絡がとれなくなったとき。
 - (f) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となったとき。
 - (g) 心身機能の低下により**本**取引の継続が著しく困難又は不可能になったとき、あるいは死亡したとき。
 - (h) お客様の**本**取引口座開設申込書等当社への提出書類の記載内容に虚偽の申告があったとき。
 - (i) お客様が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与する虞がある方であると当社が判断したとき。
- (2) お客様に以下の各号のいずれかの事情が生じた場合には、当社からの通知により、お客様は**本**取引について当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちにその債務を弁済しなければならない。
- (a) **本**取引にかかる支払についてその履行を遅滞したとき。
 - (b) 本取引約款その他当社との間の約定のいずれかに違反したとき。
 - (c) 上記のほか当社が債権保全を必要とする事由が生じたとき

第 23 条 (差引計算)

- (1) お客様と当社との一切の取引において、期限の到来、第 22 条に定める期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と**本**取引に

ティフ取引に係るお客様の当社に対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとする。

(中略)

第 25 条 (通知の効力)

- (1) 当社からお客様に対して発すべき通知を、デリバティブ取引に係るシステム画面上に表示する方法により行った場合における通知の効力は、当該システム画面上に表示された時に発生する。
- (2) 当社からお客様に対して発すべき通知を、電子メールを送信する方法により行った場合における通知の効力は、お客様の届出電子メールアドレス又は自宅もしくは職場住所に宛てたデリバティブ取引に関する当社の通知が、電子メールアドレスの変更、転居、失踪その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、当該通知は同種の通知が通常到達すべき時に到着したものとみなす。
- (3) 当社からお客様に対して発すべき通知を、法令で定める電磁的方法によって行った場合における通知の効力は、法令等に定める時に発生するものとする。

(中略)

第 28 条 (債権譲渡等の禁止)

お客様が当社に対して有するデリバティブ取引に係る債権は、これを第三者に譲渡又は質入れ、処分できないものとする。

第 29 条 (諸費用の支払等)

- (1) お客様は、本取引約款ならびに事前にお客様に通知されるその他の定めに基づきデリバティブ取引を行うにあたってお客様が負担すべき諸費用及びそれに関連する公租公課等（以下この条において「諸費用等」という。）が発生した場合は、当社からの請求に基づき直ちに支払わなければならない。

係るお客様の当社に対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとする。

(中略)

第 25 条 (通知の効力)

- (1) 当社からお客様に対して発すべき通知を、本取引に係るシステム画面上に表示する方法により行った場合における通知の効力は、当該システム画面上に表示された時に発生する。
- (2) 当社からお客様に対して発すべき通知を、電子メールを送信する方法により行った場合における通知の効力は、お客様の届出電子メールアドレス又は自宅もしくは職場住所に宛てた本取引に関する当社の通知が、電子メールアドレスの変更、転居、失踪その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、当該通知は同種の通知が通常到達すべき時に到着したものとみなす。
- (3) 当社からお客様に対して発すべき通知を、法令で定める電磁的方法によって行った場合における通知の効力は、法令等に定める時に発生するものとする。

(中略)

第 28 条 (債権譲渡等の禁止)

お客様が当社に対して有する本取引に係る債権は、これを第三者に譲渡又は質入れ、処分できないものとする。

第 29 条 (諸費用の支払等)

- (1) お客様は、本取引約款ならびに事前にお客様に通知されるその他の定めに基づき本取引を行うにあたってお客様が負担すべき諸費用及びそれに関連する公租公課等（以下この条において「諸費用等」という。）が発生した場合は、当社からの請求に基づき直ちに支払わなければならない。

(中略)

第 30 条 (未払い債務の取り立て)

お客様の取引口座の残高が、**デリバティブ**取引にかかる当社に対する支払債務の額に不足する場合、お客様は直ちに当社に対し当該不足額を現金で弁済する。お客様が当該未払い債務に関する請求額を直ちに支払わない時は、当社は支払い遅延による損害を回復するため、未払い金の任意の額につき年率 14.6%の割合による遅延損害金を徴収できるものとする。利息は毎日加算されるものとし、お客様の他の債務とは別個に支払い義務がお客様に生じるものとする。

第 31 条 (報告書の作成及び提出)

- (1) お客様は、当社が日本国の法令に基づき要求される場合には、お客様にかかる**デリバティブ**取引の内容等を日本国の政府機関等宛てに報告することに同意する。この場合、お客様は当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力するものとする。
- (2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の(a)、(b)に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名、住所、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがあり、本取引約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱う。
 - (a) 米国における納税義務のある自然人
 - (b) FATCA の枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)
- (3) お客様は、当社と行った**デリバティブ**取引に関して、当社が告知義務に則った「支払調書」を提出することに同意し、当社が「支払調書」を作成するにあたり、お客様が提出した本人確認書類を使用することを承諾する。
- (4) 本条各項の規定に基づく報告書その他の書類作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとする。

(中略)

第 30 条 (未払い債務の取り立て)

お客様の取引口座の残高が、**本**取引にかかる当社に対する支払債務の額に不足する場合、お客様は直ちに当社に対し当該不足額を現金で弁済する。お客様が当該未払い債務に関する請求額を直ちに支払わない時は、当社は支払い遅延による損害を回復するため、未払い金の任意の額につき年率 14.6%の割合による遅延損害金を徴収できるものとする。利息は毎日加算されるものとし、お客様の他の債務とは別個に支払い義務がお客様に生じるものとする。

第 31 条 (報告書の作成及び提出)

- (1) お客様は、当社が日本国の法令に基づき要求される場合には、お客様にかかる**本**取引の内容等を日本国の政府機関等宛てに報告することに同意する。この場合、お客様は当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力するものとする。
- (2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の(a)、(b)に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名、住所、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがあり、本取引約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱う。
 - (a) 米国における納税義務のある自然人
 - (b) FATCA の枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)
- (3) お客様は、当社と行った**本**取引に関して、当社が告知義務に則った「支払調書」を提出することに同意し、当社が「支払調書」を作成するにあたり、お客様が提出した本人確認書類を使用することを承諾する。
- (4) 本条各項の規定に基づく報告書その他の書類作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとする。

第 32 条（債務不履行）

お客様に本取引約款の債務不履行が生じた場合及び当社が専ら当社の判断するところによりお客様が当社に対する義務を果たしていない、又は将来的に果たすことが出来ないもしくは果たす意志がないものとみなした場合、当社はお客様に事前に通知することなく次に掲げる事項を行うことができる。

- (a) 当社が専ら当社の判断するところによりお客様の契約、ポジション、表明に関連する当社の損害や債務を回復、軽減するもしくは解消するために必要とされる任意の行動、取引の終了、差し替え、取消、売買・貸借取引その他別個の取引、その他の作為不作為等を任意の時点で任意の態様で行うこと。
- (b) お客様に本取引約款の債務不履行が生じた及び当社が専ら当社の判断するところによりお客様が当社に対する義務を果たしていない、又は将来的に果たすことが出来ないもしくは果たす意志がないものとみなした時点における未決済及び未精算の全てのデリバティブ取引を、お客様により取り消されたものと見なすこと。なお、この場合、当該デリバティブ取引にかかる当社の義務はその時点で終了・解消されるものとする。

第 33 条(取引の停止・解約)

(中略)

- (4) 本取引約款の終了時において本取引約款に定められたデリバティブ取引に関連する権利義務が残存する場合、解約によってそれらは影響を受けず、全ての義務が完全に履行されるまで引き続き本取引約款ならびに当該デリバティブ取引に関して両当事者の間に特に同意された条件が適用されるものとする。

(中略)

第 38 条（準拠法、合意管轄及び紛争解決）

本取引約款は日本国の法律に準拠し、解釈されるものとする。また、当社とお客様の間でデリバティブ取引に関連して争いの生じたときは、両当事者は誠意をもってその解決に向けて努力するものとする。

第 32 条（債務不履行）

お客様に本取引約款の債務不履行が生じた場合及び当社が専ら当社の判断するところによりお客様が当社に対する義務を果たしていない、又は将来的に果たすことが出来ないもしくは果たす意志がないものとみなした場合、当社はお客様に事前に通知することなく次に掲げる事項を行うことができる。

- (a) 当社が専ら当社の判断するところによりお客様の契約、ポジション、表明に関連する当社の損害や債務を回復、軽減するもしくは解消するために必要とされる任意の行動、取引の終了、差し替え、取消、売買・貸借取引その他別個の取引、その他の作為不作為等を任意の時点で任意の態様で行うこと。
- (b) お客様に本取引約款の債務不履行が生じた及び当社が専ら当社の判断するところによりお客様が当社に対する義務を果たしていない、又は将来的に果たすことが出来ないもしくは果たす意志がないものとみなした時点における未決済及び未精算の全ての本取引を、お客様により取り消されたものと見なすこと。なお、この場合、当該本取引にかかる当社の義務はその時点で終了・解消されるものとする。

第 33 条(取引の停止・解約)

(中略)

- (4) 本取引約款の終了時において本取引約款に定められた本取引に関連する権利義務が残存する場合、解約によってそれらは影響を受けず、全ての義務が完全に履行されるまで引き続き本取引約款ならびに当該本取引に関して両当事者の間に特に同意された条件が適用されるものとする。

(中略)

第 38 条（準拠法、合意管轄及び紛争解決）

本取引約款は日本国の法律に準拠し、解釈されるものとする。また、当社とお客様の間で本取引に関連して争いの生じたときは、両当事者は誠意をもってその解決に向けて努力するものとする。万一訴訟が避け

万一訴訟が避けられないときは、東京地方裁判所と東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 39 条（契約条件及び執行）

お客様は、本取引約款を熟読の上これに合意することを表明し、お客様がデリバティブ取引を行うにあたっては本取引約款に服することが条件であることを承認する。お客様はお客様の判断と責任において本取引約款に服するものであることを確認する。

第 40 条（電話の録音）

デリバティブ取引の重要事項及びその他デリバティブ取引に関連する重要な諸情報が迅速かつ正確に録音されるよう確保するため、当社は警告音を用いず電話の内容を録音できるものとする。当該録音は当社の独占的所有物となり、お客様はそれが注文ならびに指示の証拠となることを認める。

（中略）

られないときは、東京地方裁判所と東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 39 条（契約条件及び執行）

お客様は、本取引約款を熟読の上これに合意することを表明し、お客様が本取引を行うにあたっては本取引約款に服することが条件であることを承認する。お客様はお客様の判断と責任において本取引約款に服するものであることを確認する。

第 40 条（電話の録音）

本取引の重要事項及びその他本取引に関連する重要な諸情報が迅速かつ正確に録音されるよう確保するため、当社は警告音を用いず電話の内容を録音できるものとする。当該録音は当社の独占的所有物となり、お客様はそれが注文ならびに指示の証拠となることを認める。

（中略）